

第4回東京都北区資源循環推進審議会 議事録

日時：令和5年7月6日（木）18:00～20:26

場所：北とぴあ16階 1601会議室

出席者：

委員	[出席] 山谷会長、上遠野副会長、松波委員、平田委員、すどう委員、山崎委員、青木委員、安達委員、古賀委員、大貫委員、小笹委員、岡本委員、松本委員、山下委員、成川委員、鰐淵委員、齊藤委員、
事務局	雲出生活環境部長、橋本リサイクル清掃課長、荻田北区清掃事務所長 リサイクル清掃課 北区清掃事務所 中外テクノス株式会社（コンサルタント）

[次第]

1. 委員の紹介について【資料1】
2. 審議会の今後の進め方について【資料2】
3. 今後のごみ減量の推進について【資料3～10】
 - (1) 重点事業の進捗状況について
 - (9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
 - (10) 優良事業者表彰制度の創設
 - (12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用
 - (2) ごみ減量の推進に向けた施策について
4. その他

[配布資料]

- ・第4回東京都北区資源循環推進審議会次第
 - ・資料1 東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿（令和5年7月1日現在）
 - ・資料2 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（修正案）
 - ・資料3 北区一般廃棄物処理基本計画2020 体系図
 - ・資料4 現行計画における施策進捗状況の整理Ⅲ
 - ・資料5 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
 - ・資料6 優良事業者表彰制度の創設
 - ・資料7 清掃事業関連施設の再編・有効活用
 - ・資料8 北区のリサイクル清掃事業について（抜粋）
 - ・資料9 近年のごみ減量、リサイクル等の施策について
 - ・資料10 持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について答申（素案）
- ・参考冊子：北区環境基本計画2023（概要版）
「もったいないごみ」をなくすために わたしたちができること

〔議事〕

開会

○事務局（生活環境部長）

それでは皆様、定刻前ではございますが、委員の皆様お揃いになりましたので、開催させていただきます。本日もお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

生活環境部長の雲出と申します。よろしくお願ひいたします。

ただ今から、第4回東京都北区資源循環推進審議会を開催させていただきます。

進行につきましては、山谷会長にお願ひいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○会長

いよいよ、答申の素案が資料として出て参りました。この1年に渡って議論を積み重ねて参りましたが、いよいよまとめの段階に差し掛かかるといふことでございます。本日を入れてあと4回です。途中に区民からの意見募集も挟むといふことです。引き続き皆様から建設的な意見をお出しいただきますよう、ご協力お願ひいたします。

それでは、会議を進行いたします。本日、場合によっては、20時を若干過ぎるといふこともあるかもしれませんが、ご承知おきください。

まず、本日の出席状況等、事務局よりお願ひします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

本日、委員17名のご出席をいただいております、審議会の定足数であります過半数を満たしているため、本審議会は有効に成立していることをここに確認させていただきます。

今のところいらっしゃいませんが、当審議会は原則公開となっておりますので、傍聴を希望される方がお見えになりましたら、会場にお通ひいたします。

続いて資料の確認をいたします。

資料につきましては、郵送またはメールにて、事前に送付させていただいております。改めて確認をお願ひいたします。

まず次第の資料一覧をご覧ください。

事前にお送りいたしました資料は、今ご覧いただいております、「次第」、「資料1 東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿」、「資料2 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（修正案）」、A3版の「資料3 一般廃棄物処理基本計画2020 体系図」、「資料4 現行計画における施策進捗状況の整理Ⅲ」。

このあとの資料は、郵送の場合、すべてホチキス留めをしております。

まず、「資料5 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施」、資料5別添1として書類の様式を並べたもの、別添2としてカラー刷りの「令和3年度ごみ・資源再利用計画書データファイル」、続いて、「資料6 優良事業者表彰制度の創設」、「資料7 清掃事業関連施設の再編・有効活用」、「資料8 北区のリサイクル清掃事業について（抜粋）」、「資料9 近年のごみ減量、リサイクル等の施策について」、最後に少しページ数が多くなっております、「資料10 持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について答申（素案）」、お送りしたものは以上でございます。

また、本日机上に配付物がございます。「北区環境基本計画2023 概要版」、こちらは一般廃棄物処理基本計画と関連のある、北区環境基本計画2023の概要版です。続いてピンク色の冊

子、「『もったいないごみ』をなくすためにわたしたちができること」以上2点です。いずれもご参考にご覧いただければと存じます。

不足はございませんでしょうか。不足がございましたら挙手にて事務局までお申し出ください。資料については以上でございます。

続いて会議でのご発言につきまして、ご発言される際には挙手のうえ、マイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長

審議を始めさせていただく前に、前回と同様、今後の審議会の議論や進め方について、事前に会長・副会長・小委員会委員長、事務局、コンサルタントで小委員会を開催しました。

小委員会委員長より、ご報告をお願いします。

○委員

6月15日木曜日の夜間に、北とびあ内の会議室において開催した小委員会についてご報告いたします。

小委員会では、審議会会長、副会長、コンサルタント、事務局の出席のもと、本日の議題について、それから、今後の答申の作成に向けて、確認を行いました。

本日で、現在の北区一般廃棄物処理基本計画2020の進捗状況についての説明が一通り終了し、これから第6回までに答申案の作成が必要であることを確認し、今後の進め方を再度検討いたしました。

これにより、本日の議題の後半については、今までに審議会で出された意見や会議中に伝えきれなかった意見を再度確認する時間を取るなど、答申案の作成に向け有意義な議論となるよう、論点の整理や資料の確認を行いました。

あわせて、本日の審議事項にかかる資料の作成を事務局に指示いたしました。

以上、小委員会の報告でございます。

○会長

ありがとうございました。

それでは次第に沿って、議事を進めてまいります。議題1、「委員の紹介について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（生活環境部長）

資料1をご覧ください。「東京都北区資源循環推進審議会委員名簿」でございます。

前回から4名の委員がお辞めになり、新たに5名が委員になりました。これにより委員の数が19名から20名に増えております。また、新たに委員になられた方々については、すでに委嘱が済んでおりますことを申し添えます。

では、新たに委員になられた5名をご紹介申し上げます。恐れ入りますが、ご紹介いたしましたら、その場でご起立のうえ一言ずつ、ご挨拶をお願いできればと存じます。

まず、新たに委員になりました、〇〇委員です。

○委員

この度初めての委員ということで、とても重要な1年に携わらせていただくことに感謝申し上げます。どうぞ皆様よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（生活環境部長）

○○委員です。

○委員

活発な議論にできるように私も協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますします。

○事務局（生活環境部長）

○○委員です。

○委員

この分野に非常に関心があるので、手を挙げて是非委員をさせていただきたいということで、入れていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（生活環境部長）

○○委員です。

○委員

このような場は初めてでございますが、何とぞよろしくお願いいたします。

○事務局（生活環境部長）

最後になりますが、○○委員でございますが、本日は欠席となっております。

以上、ご紹介させていただきました。

○会長

それでは先ほどの小委員会からの報告を踏まえまして、議題の2、「今後の審議会の進め方について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

審議会の今後の進め方について説明いたします。

資料2の「東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（修正案）」と、併せてA3サイズの資料3もご覧ください。

本日は、第4回となります。第3回までの審議会では、資料3の体系図の右側、重点事業の（1）から（8）と、（11）について説明をしてきました。

本日第4回で、残りの（9）（10）（12）の3つの重点事業をご説明させていただき、現行の北区一般廃棄物処理基本計画2020の進捗状況等の説明が完了いたします。

資料2をご覧ください。本日7月6日第4回で現行計画の進捗状況の説明が完了し、いよいよ答申案の検討に入っております。

そこで本日は、これまで多くの意見が出た項目や時間の調整で“また別の機会に”、とした項目について再度ご意見等を出し十分議論していただき、また新たな視点でのご意見などがあれば出していただく機会としたいと考えております。

次の第5回では、現在実施しているごみの排出原単位調査の速報値のご報告と、本日第4回での進捗状況説明や再度の議論で出た全ての意見が入った状態で、本審議会の答申案をご提示したいと考えております。

第5回で概ねのご意見や方向を確定させまして、第6回は、それを反映させた状態で皆様にご提示し、最終調整等確認できるような状態を考えております。

第6回を終えました後、議会に報告し、先ほど会長からお話がありましたパブリックコメン

トに準じた意見募集を行う予定です。そのため、ご意見を伺う機会が今回の第4回、次回の第5回となりますので、活発なご議論をお願いしたいと思います。

以上、資料2の説明とさせていただきます。

○会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問ございましたら、挙手をお願いいたします。

特に質問等ないようですので、資料2のとおり修正をご承認いただいたということとさせていただきます。

最近、区の廃棄物行政もいろいろ転換期を迎えているというところがございますので、ここで、前回の審議会以降の区の動きにつきまして、事務局からご説明いただきます。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ここで、前回2月の審議会以降、北区のリサイクル清掃事業の動きを4点、口頭でご報告させていただきます。

1点目、家庭から出る生ごみの減量化及びリサイクルを進めていただくため、この4月から、家庭用生ごみ処理機の購入費の補助を開始いたしました。補助金額は、購入費用の2分の1で、最大2万円まで補助いたします。昨日、7月5日時点で、42件の申請が来ております。

続きまして、2点目です。昨年10月から、滝野川地区で先行実施しておりましたプラスチック資源の分別回収につきまして、この4月から北区全体における実施となりました。実際に出されたごみを見ても、まだまだ分別が可能な状態も多く見受けられましたので、引き続き丁寧な説明と周知、啓発を進めていきたいと考えております。

3点目です。リサイクルを含む3Rの拠点である、エコ広場館が今年度から2館体制となりまして、指定管理者も新たに替わりました。去る、5月14日、富士見橋エコ広場館において、リニューアルオープニングイベントが催されました。イベントでは、資源活用市や親子で体験する木工教室、紙小物教室などが行われ、家族連れをはじめとした多くの方々で賑わいました。今後も多様な世代の方が、リサイクル生活文化に触れることのできる活気ある施設にするため、新たな指定管理者とともに様々な取り組みを進めてまいります。

最後に4点目です。5月に新しい区長が就任いたしまして、今後進めていく施策の方針のうち、清掃リサイクルに関連したものについてご説明させていただきます。ゼロカーボンシティの実現に向けて、リサイクルをはじめとした3R活動の拠点である、エコ広場館との連携を強化することで、区民への情報発信、啓発を進めてまいります。また、環境学習に関する取り組みも推進してまいります。さらに、ごみの戸別収集実施に向けた調査を進めてまいります。

以上、前回審議会以降の報告とさせていただきます。

○会長

ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見ご質問ございますか。

○○委員。

○委員

3点目、エコ広場館が2館になったということですが、上十条5丁目にもあって、これは、今までどおりやるのですか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

エコ広場館につきましては、富士見橋エコ広場館、滝野川西エコ広場館の2館になりまして、今ご紹介いただきました北ノ台エコ広場館は廃止となりました。赤羽エコ広場館も廃止になりました。

○会長

ほかにご質問はございますか。大丈夫ですか。

では次第に戻りまして、議題の3、「今後のごみ減量の推進について」に進みます。まず「(1)重点事業の進捗状況について」、事務局お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

具体的なご説明に入る前に、今一度A3版の資料3の「北区一般廃棄物処理基本計画2020体系図」と、資料4の「現行計画における施策進捗状況の整理Ⅲ」をご覧ください。

先ほど資料2の審議会の進め方でもご説明いたしましたとおり、今回は事業系ごみに関する項目の(9)、(10)、それから最後の(12)の3つの重点事業につきまして、資料4の一覧と、補足として資料5から7とを併せてご説明し、委員の皆さまからご意見を頂戴したいと存じます。

なお、資料4の右側にそれぞれ矢印と「今後強化」などと記載している部分につきましては、現行の計画の中で、更に注力して取り組むものについては、「今後強化」として矢印を斜め上にしております。重点事業としての重要性は変わらないのですが、現行計画の中で、今後も検討を進めていくものについて右向き矢印で「今後も継続」としてしております。

また、「完了」としているものもございます。

それではまず、事業系ごみに関する2つの重点事業について資料5の表をご覧ください。

ごみなどのいわゆる廃棄物は、大別しますと、事業系廃棄物と家庭系廃棄物に分かれます。そのうち家庭系廃棄物全般と事業系廃棄物のうち、事業活動で出る紙くずや生ごみ等の事業系一般廃棄物に関することについては、区の管轄となっております。

事業者側は、事業活動で発生するごみを自らの責任において適正に処理をすることが原則となっております。区や都の許可を受けたごみの収集運搬、処理を行う業者に事業者自ら委託をし、排出するごみを適正に処理する責務がございます。

この原則を基に、本日配布はしておりませんが、北区では、「事業系廃棄物適正処理・減量ハンドブック」と「事業者の皆様へ」というリーフレットを作成し、事業者に対する啓発を行っております。

それでは、重点事業の(9)と(10)を続けてご説明させていただきます。

まず、(9)事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施につきまして、資料5でご説明いたします。

区における事業者に対する指導などは、一定規模以上の建築物を所有する事業者に対しては、建築物の規模により分類して行っております。

その分類につきまして大きく2つに分けています。

まず1つ目、事業用大規模建築物については、「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」で、事業用途に供する部分の床面積の合計が、3,000㎡以上の建築物と規定しています。

次に、これは運用上の呼称になりますが、事業用中規模建築物は、「東京都北区事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する要綱」、このあとは「要綱」といいますけれども、

におきまして、事業用途の延べ床面積が、1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築物と規定しております。

こちらの下の表は、この2種類の建築物のそれぞれの物件数です。

ここから、建築物の区分ごとにそれぞれの現状と課題をお伝えします。

資料5の次のページをご覧ください。

まず、事業用大規模建築物の所有者に対しては、再利用計画書の提出、廃棄物管理責任者の選任及び届出を義務付けております。

また、定期的に立入検査を実施し、指導、助言を行っております。

資料5の別添1として、事業者が提出する計画書の様式や立入検査の結果、区が作成、送付する報告書の例をお示ししておりますので、後ほどご参考にご高覧ください。

また、届け出のあった新任の廃棄物管理責任者向けに対面式での講習会を実施しております。この講習会につきましては、現在対面式での実施を見直しております。令和5年度から、オンラインでの動画視聴方式に変更する準備を進めております。これによりまして、これまでの対象を初任者に限定していたところですが、初任者以外にも拡大し、再学習に活用できるようになります。また、会場確保の問題や、実施回数の制約がなくなることにより、受講者の時間的な制約が解消されることが見込まれます。

記載はございませんが、事業用中規模建築物の廃棄物管理責任者についても、視聴の対象としていくことができると考えております。

次に大規模建築物所有者への指導における課題です。次のページをご覧ください。

現在、事業用建築物全体の排出指導は、事務職員3名と兼務による技能長2名の、合わせて5名体制で実施しております。立入検査は、ここ数年は新型コロナウイルスの影響などもあり、1事業者につき、数年に1度程度の実施頻度となっております。直近年度ごとの検査件数は、表にお示しのとおりです。

立入検査にあたりまして、事務職員は3年ほどで部署異動になることも多いため、継続的かつ安定的な排出指導体制を維持し、専門的な知識と経験を蓄積しつつ指導業務を行っていくことが課題となっております。

このような現状の中で、今後立入検査数を増やしつつ、より充実した指導業務を実施していくために、立入検査結果報告書の簡素化や立入検査業務へのシステムの導入などを検討していく必要があると考えております。

なお、大規模建築物の所有者に提出を義務付けている、ごみ・資源再利用計画書のデータをまとめたものを資料5の別添2としてお示ししております。大規模建築物からのごみの排出状況、資源のリサイクル状況など、後ほどご参考にご高覧ください。

続きまして、事業用中規模建築物です。資料5の4ページをご覧ください。

こちらは要綱の中で、「ごみ減量・リサイクルに関する計画」の作成と廃棄物管理責任者の選任、届出が努力義務となっております。そのため、下段にお示したように、課題としては、再利用計画書の提出率が全体の約6割にとどまっていることとなります。

この提出率を向上させていくために、再利用計画書の内容の見直しや変更を加えるなど、相手方の負担を軽減するための工夫を複数盛り込むことが必要であると考えております。

また、こちらの中段でお示したとおり、対象となる建築物をどのように把握するかが課題

となっておりますので、この課題の解消に向け、区役所で保有している建築物情報情報の提供、共有を検討いたしました。

具体的には、区役所の様々な部署が関連している「居住環境整備指導要綱」、こちらに関する手続きは、清掃事務所でも廃棄物保管場所の設置などがあることから、情報の共有が可能です。

次の建築計画概要書では、昭和46年以降で届出があった延べ床面積1,000㎡以上の建築物がわかります。

また、先ほど大規模建築物の説明でも口頭で触れましたが、これまで大規模建築物のみを対象としていた廃棄物管理責任者講習会を令和5年度から、オンライン動画視聴方式に変更する予定であるため、多少の内容の変更により、中規模建築物の廃棄物管理責任者も視聴対象とすることができるようになっておられます。

次に、事業系有料ごみ処理券利用事業者の許可業者による収集への移行、登録制度の導入検討の進捗状況についてご説明いたしますが、その前に今回メールで資料をお送りした皆様には、これから説明する部分の資料1ページ分の送付が漏れておりましたので、本日午前中に差し替えのメールを送らせていただきました。また、該当の委員の皆様の机上にはお送りしました差し替えの資料をご用意させていただきました。大変失礼いたしました。

説明に戻ります。はじめにも説明しましたとおり、事業者は、事業活動に伴って発生するごみを自らの責任において適正に処理することが原則となっております。

区や都の許可を受けたごみの収集・運搬、処理を行う業者に事業者自らが委託をし、排出するごみを適正に処理する責務があります。

しかしながら、常時使用する従業員が20人以下、かつ排出量が1日当たり10kg未満の小規模事業者は、許可事業者との契約が困難な場合があるため、「事業系有料ごみ処理券」をご購入いただき、ごみ袋に貼り付けることで、例外的に区の収集に出せることとしております。

資料5の3枚目、ページはございませんが、ページ数でいうと5ページ目にあたります。

メール送付の委員の皆さまは、本日は机上配布の資料をご覧ください。

上の折れ線グラフは、事業者がそれぞれ契約した許可業者による、収集量の推移です。下の折れ線グラフは、有料ごみ処理券の販売金額の推移を表しています。

有料ごみ処理券を貼り付け、区で収集している事業系ごみの収集量は、家庭ごみと一緒に収集しているため、把握していませんが、有料ごみ処理券の販売金額の推移から、およその増減傾向は見て取ることができます。

北区では、新たに区の収集にごみを出したいという事業者から相談を受けた場合、職員が、先ほどお見せいたしました「事業者の皆さんへ」というリーフレットを持って事業者を訪問し、条件に該当するかどうかの確認や区の収集へ出す際の注意点等を説明することで、事業系ごみの適正な処理を促しています。

また、収集開始当初は区の収集条件に該当していても、ごみの排出量が増加するなど、条件に合わなくなった場合は、その事業者に対して、許可業者による収集への移行を指導しています。

他区の事例では、排出事業者を正確に把握し、効果的に指導が行われるように区の収集に出す事業者の登録制度を導入していくものもあります。しかし、事業者の数や規模、業種など区によって事業者の状況が異なりますので、北区に登録制度を導入した際の費用対効果なども踏まえながら、引き続き小規模事業者に対して、効果的な排出指導を行うための取り組みについて

検討していく必要があります。

続きまして、重点事業の（10）です。資料4にお戻りください。

（10）優良事業者表彰制度の創設にあたっては、特別区内で既に取り組みを実施している区にヒアリングをするなど、実施する上での課題を抽出しつつ、北区にあった取り組みについて引き続き調査・検討を進めてまいります。

続いて、資料6をご覧ください。23区における制度創設の状況については、コンサルタントから説明いたします。

○中外テクノス

資料6をご覧ください。

優良事業者表彰制度の創設ということで、特別区における事業者表彰制度等について整理したものです。

1番目、優良事業者表彰制度とはなにかということですが、区内の事業者を対象にごみの減量やリサイクルの取り組みを積極的に行っている事業者に対して、区が表彰する制度です。

表彰された事業者やその取り組み内容については、各区のホームページや広報、廃棄物管理責任者講習会等で紹介されます。また、情報を広く周知することによって、他事業者への啓発につなげて、更なるごみの減量やリサイクルを推進する目的で行われている制度です。

表-1をご覧ください。こちらが、特別区の取り組み状況です。特別区の中において、優良事業者への表彰制度があるのは5区です。新宿区以外につきましては、一般廃棄物処理基本計画に取り組みの記載がありました。この5区につきましては、次の2ページ、3ページに取り組みの概要を載せております。

それ以外の区につきましては、現在同様の制度を実施していない、あるいは、実績は確認できていないが各区の一般廃棄物処理基本計画に「優良事業者表彰制度を検討する」など、取り組みが記載されているのが、北区を含めて8区ございました。なお、同様の制度がなく、一般廃棄物処理基本計画にも取り組み記載等がないのが10区ございました。

2番目、優良事業者表彰制度の内容ですが、次の2ページ、3ページをご覧ください。

先ほども少し触れましたが、実際に行っている特別区の5区の制度の概要です。多くの区では、規模の大きな事業所に対して表彰制度を取り入れています。

説明は以上です。

○事務局（リサイクル清掃課長）

今説明がありましたとおり、これらの区の多くで、表彰対象の事業者は、事業用大規模建築物に該当する事業者となっておりますが、規定する延べ床面積は各区で異なっています。対象事業者の範囲、表彰対象、評価基準の設定、評価の仕方など、様々に検討する必要があります。

また、功績のあった取り組みや先進的な取り組みをホームページに掲載し情報発信することについては、情報発信をする上での課題や実際の運用方法について、引き続き調査・検討を進めてまいります。

以上で、重点事業（9）と（10）、事業系ごみの減量部分の説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。

只今の事業系ごみの排出指導等につきまして、何かご質問とかご意見とかございましたら、

お願いいたします。

〇〇委員お願いします。

〇委員

1点お聞きしたいのですが、大規模・中規模事業者に対して立入検査をしているということで、資料5の、中規模建築物が令和5年で231件、大規模建築物が251件に対し、立入検査の数が令和4年度で31件、これは専門ではなく清掃事業の方が空いている時間でやっているのを目いっぱいだと思うのですが、例えばこの部分の直接立ち入っての指導及び検査を、例えばよそに外注というか、発注して委託でやらせるつもりがないのかお聞きしたいと思っております。

例としては、港区で今年、減量アドバイザーの派遣を確か公募で始めたと思います。直接大規模建築物に対して、ごみ減量だけでなく資源化を重点的に、要は事業系のごみの中の資源量が多いので、資源化を重点としたアドバイザーを派遣するというのを港区が公募で始めるのですが、北区では今後そのような事業者に対して立入検査を増やす予定があるのかとか、それを外に発注するつもりがあるのかというのをぜひお聞きしたいなと思います。

〇会長

清掃事務所長、お願いします。

〇事務局（北区清掃事務所長）

北区清掃事務所長でございます。

〇〇委員からの港区の例ですけれども、我々のほうでも情報は聞いております。ただし、まず港区のような事業を実施するかどうかという、予算もかかりますので、聞くところによると、結構大きな予算が必要だと聞いていますので、来年以降、これから予算要求に向けては検討していきたいとは思っています。港区の例が多分初めてだと思いますので、参考にさせてもらいたいと思っています。

それから、港区の大規模事業所の数と北区の数、基準も違いますけれども数も違いますので、もしやるとしても、北区は北区のやり方を考えなければいけないという課題もあるかと思っています。ですので、〇〇委員もよくご理解いただいているところですが、令和4年度、うちの職員が行っていますので件数的には目いっぱいですけれども、方向としては、今後は増やしていきたいという考えは持っているところでございます。

〇委員

ありがとうございます。港区と違って北区は当然大規模事業者が少ないので、予算をそれだけ抑えられる可能性はあると思いますし、なかなかここ数年、いわゆる事業者からの排出ごみは減ってはきているのですが、実は資源化率があまり変わっていないと私も記憶していますので、その辺を更にとということであれば、そういったことも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

〇会長

〇〇委員、お願いします。

〇委員

〇〇です。私、先日、結構大きめの企業と承知しているのですが、サーキュラーエコノミーということで、循環することが企業の経済活動にとっても非常に利益になる、社会的貢献になるということで、一生懸命取り組んでいますという発表会に参加させてもらって、企業もそうい

うマインドですごい努力をしているのだなと、良いことだなというふうに思って帰ってきたところですけども、家庭だけではなく会社や企業そのものも行政とタイアップしながら、実際の自分たちの事業活動におけるごみ資源化を高めていくというのはとても大事だというふうに思っていて、先ほど質問のあったところは私も聞きたかったことの1つです。

更に事業者がそういうことを自らやってくれるような、そういう取り組みを行政として後押ししていくために、オンラインのところも出されたと思うのですが、そのための人材育成なども取り組めることなのかどうかちょっと聞きたいのが1つです。

それから、ごみ再利用計画書という資料5のところをぱらぱらと見ると、これはごみなのか、資源なのか、よく分からなかったのですが、例えば新聞紙とか段ボールというのは、全部、ほぼほぼ紙類は資源だろうなというふうに思ったときに、このグラフはどれぐらい資源化に取り組んでいるのかと見たらいいのか、ここの基本的な見方をご説明していただければと思います。

○会長

清掃事務所長、お願いします。

○事務局（北区清掃事務所長）

まず、1つ目の質問の人材育成です。立ち入りなどにつきましては、あくまで区の職員が実施していますので、職員の中で知識をいろいろ持っても、やはり人事異動で、数年で異動してしまうというところがあり、それらのことは引き継ぎを行って、専門家ではないですけども、担当職員はいろいろ勉強もしているところですけども、改めての人材育成ということはやっていません。

続けて、もう1つの質問が資料5の別添2かと思います。委員からの質問は、4ページ目、5ページ目辺りでしょうか。例えば5ページ目の工場・研究所ですと、段ボールがおよそ半分だったりして、その他のところが資源かどうかという微妙なところですが、このデータについて細かくは私のほうで把握はしておりませんが、資源として資源化されているものは、段ボールとかの分類に入っていると思われま。その他の紙類がちょっと微妙で、私個人的には資源化できない紙類、変な話、破いて資源化できないようなものとか、シュレッダーしたものとか、そういうものも含まれているのではないかと勝手に読んでいるところです。ちょっとそこから辺が私ははっきり分かっていないのですが。

○中外テクノス

工場とか研究所とか、やはり極秘の文書もございますので、どうしても資源化というのは立ち遅れているところがございますし、シュレッダーした紙についてもリサイクルできる場所もありますし、リサイクルできないリサイクル業者さんもいらっしゃいますので、その関係で率は低くなっているのではないかと考えております。

○会長

シュレッダー紙なんかは、かつては清掃工場に運び込まれて燃やされてということが多かったようですが、今はリサイクル可能物という位置付けでリサイクルルートに送られているというケースが大部分ですので、その辺、排出事業者さんは、ご存じないこともあるかもしれませんが、その辺は区の指導できちんと情報提供していくということが必要だろうと思いますね。

○○委員、どうぞ。

○委員

ご回答ありがとうございました。後半、そうなのだなと、なるほどと思いました。ありがとうございます。自分の事務所の中もそうなるといいなと、自分のところもシュレッダーいっぱい出ているので、自分のところもできるのかなと今思いました。

最初の質問は、区の職員の人材育成というよりは、行政が後押しして、企業の人材育成のことを、そんなことも後押しできるのかどうかという角度で伺ったのですが、すみません。それはどうでしょう。

○事務局（北区清掃事務所長）

企業の人材育成については、今のところ特に考えていません。考える必要があるとは思っています。

○会長

いや、そうじゃないでしょう。廃棄物管理責任者というのを、選任していただくわけですから、区に届け出ていただく。区は廃棄物管理責任者、新人だけじゃなくて既存の人も含めて本来は研修すべきなのです。しかし、人材不足、数が足りないというようなことも、運用の関係もあってかと思うのですけれども、廃棄物管理責任者にきちんとリサイクルの必要性とかルートとかをそれこそ教育すると、そういうことは非常に重要なのですよね。そして実際にそのことをやっているわけです。その点をきちんと委員に説明しなきゃいけないと思いますね。

○事務局（北区清掃事務所長）

失礼しました。私の取り方が間違っておりました。申し訳ありません。今会長が言われたように、管理責任者に対しては毎年講習会を実施したり、今後は大規模でない、中規模の管理者についても、届け出義務ではないのですけれども、オンラインでそういうことは知ってもらうという機会を増やしていきたいと考えているところです。失礼しました。

○会長

それが第一歩でして、廃棄物管理責任者は、例えばいろいろなテナントが入るビルディングの所有者に選任された人だとすると、店長会議のようなものを開催して、そしてそこで各テナントの代表者、店長にごみの減量、資源化のやり方等についてお話しして、ごみの減量、資源化に取り組んでもらおうと。そして、各テナントさんのところで、テナントとしての減量目標をきちんと管理をやってもらうという形で、とにかく事業系についてはきちんとした指導、それと排出事業者サイドについて言えば、減量、資源化の組織的な取り組み体制をきちんと運用してもらい、これが非常に重要です。

○○委員、どうぞ。

○委員

今の管理者向けの講習会について、この後、令和5年度からはオンラインでの動画視聴を検討しているということをお伺いしました。それによって何度も繰り返し、より多くの人、対象者に対して、そして事業者内でも情報が共有できるという方向性もあると思って、とてもいいなと思っております。

その中でもこれまで実際に対面式で行っていたときは、やはり対面式で、そのときに顔を見合っただけの講習会だったと思うのですけれども、今後お考えになっていらっしゃる動画視聴に関しては、リアルタイムのオンラインなのか、もしくは動画だけを渡しての見てくださいなという学習になるのか、どちらでしょうか。お願いします。

○会長

清掃事務所長、お願いします。

○事務局（北区清掃事務所長）

まだどうするか全てを決めているわけではないのですけれども、今はオンラインで視聴できるものを作ろうと考えているところです。それから、その配布の仕方なのですから、一方的に送りつけるとか、ここを見てください、だけだと、本当に見てくれるかどうか分からないので、ちょっとその辺もホームページにアップするとか、そういうことも含めて考えていきたいと思っています。

○委員

ありがとうございます。やはりプッシュ型でちゃんとお届けして、それで皆さんに見ていただくということが重要なのと、やっぱりどうしても動画って手元に来ると見なくなってしまうという傾向もなくはないと思うので、ぜひこれまでのように対面式ではなくオンラインにして、より多くの方に見ていただくのであれば、しっかり見てくれたという確認の上で、その向こうにより事業所の中にいる人たちにつながるような動画配信をするという考えも1つ方法としてあるのかなと思うので、ちょっと意見させていただきました。ありがとうございます。

○会長

オンラインでやるというのは、手っ取り早く数がこなせるかもしれませんが、しかし、私自身の考え方を言えば、やっぱり対面でやる、そして見学、ごみの処理現場を見てもらう、これが一番重要なのです。だから手っ取り早くオンラインでというのは、大学の教育なんかもそうでしょう。良くないのですよね。だから労苦を惜しまずに。オンラインだと気持ちが伝わらないですよ。

そして、一番重要なことを申し上げますと、ごみを減らした、資源化をすごく進めた、非常に優良な事例というのはあります。それを見出して、表彰制度も触れられていましたが、表彰制度を設けて、いい取り組みは表彰する。そして、そのいい取り組みをやった成功事例を実際にそれに取り組んだ人に説明してもらう。従いまして、区からの説明、研修もいいのですけれども、その中に、こういうふうにしたからうまくごみを減らせたのだという、そういう取り組みを自ら出席していただいて説明してもらう。これが一番効くのです。というようなことで、むしろオンラインというものを考え直していただいたほうがいいかもしれません。

○事務局（北区清掃事務所長）

説明が足りなくてすみません。オンラインというと、そのとおりだと思います。眠っていても分からないですし、今考えているのは、まだいろんな方法を考えているのですけれども、例えばそれを見た後にテストじゃないですけども、こういうところはこういうふうにしたとか、見た感想じゃないですが、そういうのを返してもらうとか。何かしらちゃんと相手方が見てもらえるような工夫は考えたいなと思っています。

ただ、今、会長が言われたように、全てをオンラインにするのがいいかどうかというのもありますので、そのやり方については今後検討していきたいと考えています。

○会長

ぜひお願いいたします。

はい、〇〇委員。

○委員

優良事業者表彰制度のことに関してご質問があるのですが、私がぜひやっていただきたいなど思っているのは、私も小さいながら事業者なのですが、人と時間とお金をかけてごみ減量、ゼロカーボンに努めていて、かつこれから SDGs にも取り組むとなると、どうしてもやはりある程度事業者としてメリットも両方考えないといけないなど。ヨーロッパなんかはそういうことを積極的に取り組んでいる事業者から、国民が率先して品物を買うという一連の流れができているのですが、日本は残念ながらまだそこまでのものができていないので、この表彰制度は必ずやっていただいて、ここの事業者はこういうことに取り組んでいるよというのをアピールしていただきたいので、ぜひお願いしたいと思います。

あわせてもう1つ、ちょっと連動した話なのですが、産業振興課さんが SDGs の認証制度というのを始めるに当たって、そちらのほうでも表彰制度というのを考えているということなのですが、SDGs の中でもごみ減量ですとかいろいろ連動した話があるので、そちらと連動した、もっとより区民に対して周知ができる表彰制度を今後設定なんかは考えているのかなと思ってお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長

リサイクル清掃課長。

○事務局（リサイクル清掃課長）

今、委員のほうからご紹介いただきました SDGs の企業の表彰制度、認証制度、こちらについては産業振興課で進めております。当然のことながら、SDGs のターゲットの1つでありますので、こちらについても取り組んでいるということも1つの評価とはなります。

ただ、そこに全部を任せるのではなくて、今、委員のほうからお話が出ましたように、こちらのごみの減量のことはごみの減量できちっと取り組んでいるという、いわゆるワン・オブ・ゼムでやるのではなくて、これはこれでとがらせて、ブラッシュアップして、この制度はこの制度として検討はしていきたいと考えております。

あわせて SDGs の認証についても、併せて進めていってほしいというのが区としての考え方です。以上です。

○委員

ありがとうございます。よく分かりました。ぜひ表彰制度は、事業者を表彰して紹介するだけでなく、北区内の事業者であつたら率先して北区のこちらの製品を買うとか、そういった連動した流れができると、よりサーキュラーエコノミーにつながるのかなと思っていますので、ぜひご検討をよろしく申し上げます。

○会長

○○委員。

○委員

先ほどの話に戻りますが、オンラインのお話、私も民間に長くいたもので、まだ私、区の取り組みでどういうことをやっていたかというところはあまり詳しくないのですが、民間では、先ほど所長がおっしゃられていたようなテストを含めて、どこまで見たかということもデータで見られてしまうようなシステムの中で実際に視聴してもらって、それに対してのテストを行って、習熟度を確かめていくというようなことは当たり前のように行われています。オンライ

ンでやっていくことで良いほうに行く可能性が高いのは、やっぱりそういった形を取っていただくのがいいのかなと私も思いました。オンラインが全部悪いとは私も思っていませんので。

ただ、会長がおっしゃるとおり、熱さだけは対面じゃないと伝わらないです。このコロナ禍、私たち議員もオンラインの会議などたくさんやってきましたけど、やはり本当の部分での熱って伝わらないというのが、本当に会長のおっしゃっていただいていたとおりですので、実際の表彰を受けられた方に出演していただくことももちろん大事ですし、そういった熱量がしっかり伝わるような、たとえオンラインであってもそういった工夫というのはやはり必要なんじゃないかなと思いました。これは意見です。

ちょっと1つ質問させていただきたいのが、資料5の別添2のところ、7ページ、学校なのですけど、その他紙類という話題がさっき出てきたと思うのですが、その他紙類が圧倒的に多いのです。学校におけるその他の紙類も、やはりそういった特性の高いものを中心になっているのか、お伺いしたいのです。

○会長

これは具体的にはどんなものですかね。学校だから紙類が一番メインだというのは、これはもう分かりますよね。そして、その紙なのですけれども、個人情報じゃないかなと思いますね。個人情報と何にしる、個人情報に関わるものは流出しても困るので燃やしてしまえということじゃないかなと思いますね。

○委員

ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいたとおりで、そういった個人に関わるものが圧倒的に多いのだろうなということは思っていましたけれども、逆にこれだけの割合でその他紙類が発生してしまっていて、しかも回収率、再利用率が大変低いのですよね。それもすごく気になっていまして、今学校は特にGIGAスクール構想で端末だったりそういったシステムだったりというものをもっともっと有効に使っていこうというような動きも出ているので、学校に関してはもうちょっとそういったところのペーパーレス化をもっともっと進める必要が、改めてこのデータを見るとあるなと感じておりますし、もし今の段階でも何か減らせるようなものがあって、再利用できるものを増やしていけるような工夫ができるのであれば、これは取り組んでいかなきゃいけないなと改めて思いました。

あともう1つ、これは視点が若干違うのですけど、同じ資料の4ページのところ、店舗ビル・ホテル、ここも当たり前のようにありますが、ピンクのところ、「ちゅうかい」と読むのですかね、ホテルとか店舗ビルということは、そういった食べ物に関しての廃棄物がたくさん出てしまうのは当たり前だと思うのですけども、先ほど、今年から個人用の生ごみの再利用ができるようなものへの補助を出していると伺いましたけれども、こういった事業用のバイオマスの資源化って今後のことを思うと、本当に大事なんじゃないかなと思います。私もいろんなところ見てきましたけれども、都市部ではなかなかまだ進んでいなくて、むしろ地方のほうが進んでいるような印象を受けています。

だから、こういうデータが出てきているということは、こういったところは改善していける余地が大いにあるのではないかなと思うので、そういったところをもっともっと進めていけるような取り組みを区としても考えていったほうがいいのではないかなというふうに思います。

私からは以上です。

○会長

ありがとうございます。学校のその他紙、これについては、一度シュレッターにかけて、リサイクルできるということをよく知らないで、ごみで出してということかもしれませんよね。ですので、学校等にはシュレッターをかけて、シュレッターをリサイクルルートに乗せるようにお話をされる、働きかけるというようなことはいかがですか、清掃事務所長。一番確実なのは、溶解リサイクルですけれども、お金がかかると思います。学校の場合、予算上無理なところもありますので、シュレッターにかけてからリサイクルルートに乗せるという方法もあります。

○事務局（北区清掃事務所長）

そのとおりだと思います。現在、立入検査に行ったときに、そういうことを聞かれば答えませけれども、特にそういう指導はしてないようなので、今後立ち入り等のときに指導を行うとか、または問い合わせがあったときにはそのように答えるとか進めていきたいと考えます。

○会長

よろしいですか。ありがとうございます。

○○委員。

○委員

1点意見と、1件質問させてください。

意見につきまして、先程の○○委員と同じようなことで、私は元eラーニング事業者として、オンラインの教育っていうのは、知識を伝えるということが非常に有効です。逆に言うと、パッション、情熱を伝えるということでは、確におっしゃるとおり非常に弱いところがあるので、うまく使い分けて、ただ単に知識伝達であるならばうまく使うことによって、かえって画面を見て集中できるという側面もあるので、使い分けただけだと思います。

また、テストを使うということは、いろいろな企業ではよくありがちで、かつ有効なパターンだと思いますので、こちらも利用していただき、またその他資料につきましてもPDFとかを使って、そもそも印刷せずに勉強できる環境を整えるという、これもペーパーレス化につながると思いますので、こちらもうまく活用していただければと思います。

逆に実地できちんと研修するとか、いい会社さんがあったならば、それを見学しに行くという研修会を設けるみたいな、そういったパッション、情熱を求めるということも1つのやり方だと思いますので、うまく使い分けただければというのが意見でございます。

質問なんですけれども、こちら資料5の3ページのところで、立入検査システムの導入検討ということですがけれども、タブレットを使うということで、こちら書かない手続きで全部完結させるということは非常にエコなのかなと思っているのですがけれども、これは業務の効率化を目指している上で非常に有効だと思うのですが、具体的なイメージなどはあるのでしょうかということをお伺いしたいです。

○会長

清掃事務所長でしょうか。

○事務局（北区清掃事務所）

現在、こういったシステム化ができないかということで、いろいろ製品のほうの検討をさせていただいているところでございます。1つに、タブレットで使う電子帳票というか、今使っているような紙をいったん電子化した上で使えるような、うちのほうで資料5の別添1とかで使

わせていただいている改善依頼書とか、そういったものを今まで紙で当日行ってメモしていたものを、後でメモを起こしてつくっていたところ、時間の短縮等も踏まえて、現地に出向いたとき、タブレット等である程度完結できるようなものがないかということで、検討のほうを進めさせていただいております。

今はちょうど、そういったものがどのぐらい使えるのかということで、体験版等を取り寄せて、実際にこれから試していこうと考えているところでございます。

○委員

ご回答ありがとうございました。私も役所の様々な手続きのDX化を進めていきたいと本心から思っていて、それが結果的に減量化につながっていくと思っておりますので、ぜひ検討していただければと思います。

○会長

ありがとうございました。皆さん、事業系に関心をお持ちのようですね。

○○委員。

○委員

優良事業者表彰制度の創設の資料6なのですけれど、これはこれからやっていくということで、周知のほうは、「情報を広く周知することによって」とありますが、もうちょっと詳しく、予定とかありましたら教えてもらえますか。

○事務局（北区清掃事務所長）

この制度について確かに計画に前々から載っているのですけれども、この実施の方法については具体的にはまだ検討は進めていないところです。ただ、必要ということはここに載せているとおり分かっておりますので、今後、私個人的には表彰制度が必要だと思っておりますけれども、現実の事業所数に対しての現在の立入検査数を考えると、非常に難しいかなと思っています。ですので、まずは立ち入りをもうちょっと件数を増やして、現状をしっかりと把握してから、この表彰制度には取り組むべきではないかと個人的には考えているところです。

○委員

ありがとうございました。これから進めていくということで分かりました。産業振興課のほうがやっている認証の制度については、この間メールが来まして、そこで私も知ったのですが、幾つかのそういった企業のほうにお伝えして、やっぱり皆さん知らなかったのですけれども、そこを見て社のほうで会議を持ったりしてやっていくみたいなこともあったので、とてもいいことだと思うので、少しずつ進めていけたらいいなと思います。

皆さんも言っていた、あともう1つ、研修のことですけれども、私もオンラインでやるのと対面でやるのと、それぞれの良い点等あるので、両方という形がやっぱりいいなと思うのですけれども、オンラインだとたくさんの方が受けられますけど、やっぱりそこで感想文なり出してもらうなども必要だと思うし、やっぱり実際に対面だと質問もしやすいし、理解もより深まったりすると思いますし、先ほど見学とおっしゃっていましたが、いろいろなところに行くということも非常に重要だなと思うので、準備とかいろいろ大変だと思うのですが、進めていただけるとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○会長

いろいろご意見出ましたので、参考にさせていただければと思います。

〇〇委員からお願いします。

○委員

優良企業表彰制度というのは、もちろん素晴らしい企業を推薦するというで良いことだなと思うのですけれども、できていない企業のペナルティみたいなものというのは、制度として何かあるのかということ、担当者は意識が高くても経営側がいまいちだったりして、その間に挟まれてとかいう話を見聞きするので、そこら辺のペナルティといったことを考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいです。

○会長

清掃事務所長、お願いします。

○事務局（北区清掃事務所長）

資料5の別添1、細かいのですが、現在はこのような形で計画書とかを出していただくというのがありますが、その結果を通知しています。そこでこういうところを改善してくださいという指導はやっているところです。

○委員

ありがとうございます。指導止まりというところですね。

○会長

厳しいところは、計画書を出さない場合、ごみの搬入拒否までやっています。厳しいところですね。23区内にはないと思いますけど、全国的に見ますと非常に厳しい運用をしているところがあります。それは、条例施行規則に盛り込むというような形で運用しています。そして、そこまでいなくても市の広報で公表するというようなこと、首都圏にそういう自治体があります。かなり厳しい運用をやっていますね。

〇〇委員、お願いします。

○委員

先ほどのウェブ会議の件ですけれども、北区の地域振興課のほうで、ICT事業といいまして、皆さんにタブレットを持っていただいて、パソコンを通じてパソコンに慣れていろいろな形で携われるようにしようというような試みをしているところですが、やはり先ほど〇〇委員がおっしゃったように、ペーパーレスというので随分と経費の節減にもなりますし、会議上でもかなりパソコンの中でチェックができるというので、利点も多いと思います。

ただ、私たちの世代というと、やはり育ってきた環境が違うせいも、やはりフェイス・トゥ・フェイスという形でお互いが理解をし合い、目を見て意見交換ができるというメリットが一番会議の中では重要視されるということなので、私たちの考え方にしてみれば、やはりこういった形で皆さんが集まってお互いの意見を話し合えるというのが一番の重要性だと思っております。

また、先ほど〇〇委員のおっしゃったように、産業振興の面から見た考え方ですと、やはりSDGsですとかゼロカーボンということを考えれば、資源推進をどの方向に持っていくかというところだと思うのです。今、企業のこういったアンケートを取らせていただいて、それよりも小さいところをもう少し考えていただかないと、地域振興の目では考えられないところが出てくる場所なのです。というのは、アンケートを取って、中小の企業の方々が答えられるようなところはもう考えなくてもいいと思っています。

私たちにとってみれば、小さい企業さんがどのようにごみに対しての考え方をしているのかと、あと一般の商店さんがどのようにごみを出しているのかというのをしっかりと把握していただかないと、町が汚れて困ります。それを区としてもどのように考えるか、やはり清掃協会としては、ものすごく努力をしながら、プラごみ資源化を進めさせていただいたり、プラごみを出しているのにもかかわらず、可燃ごみを出してしまっている集団集積所のごみをどうするかというのを清掃事務所の方々と一緒に対応しつつあります。毎週必ずプラごみの集積日に可燃ごみが出てしまう、それはやはり清掃協会だけでは処罰をできないのですね。結局、それをまた清掃協会に持って行っていただくということの繰り返しになってしまっていて、警察にお願いすると、そこを魔女狩りみたいに見ていただいて、注意をして回収をしていただくということになってしまうのです。

やはりそれをしっかりとした対応をしていただかないと、やはり集団集積所というのは今後問題点があり、また後で資料のほうにも出てきますけれども、集団集積、戸別集積、どちらがいいですかというアンケートの結果で、滝野川地区は、戸別のほうが、パーセンテージが多いのですけれども、王子、赤羽に関しては今のままでいいというような結果が出ていますが、意識もなくポイ捨ての方々がごみを捨てていってしまうというのが、駅前の町会なんかでは本当に困るような事例が多々ありますので、対応をどういうふうにしていくのかというのはしっかりと方向性を教えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。今のお話は、戸別収集に切り替えることで解消されるのではないかなと思いますね。台東区の場合は、戸別収集を全域で行いまして、そうするとシールを貼らないだけじゃなく、資料ではシールはサイズによって値段違ってましたよね。実際は大きいごみを出しながら、安いシールを貼ってということが頻繁に行われていたらしいのですけれども、戸別収集にすると事業所の前に店名書いて出すというようなことですので、きちんと把握できますよね。指導ができるというようなことになります。

ごみ収集のまとめのところでは、事業系との関連が全然出てなかったですけども、今初めて〇〇委員から指摘いただきました。戸別収集を考える面で、その視点も非常に重要になると思います。

○委員

もう一点すみません。戸別集積と集団集積のところで、アンケートで今のままでいいですよと言った方に、自分のうちの前に集積所を置いてもいいですかというと、10人に聞いて10人がノーなのですよね。それを担当している町会の役員の方々は、やはりプラごみのときに可燃ごみを出されちゃうと、もううちの前では集積したくないよというような返事が出てきてしまうので、その辺の苦労というのを考えないといけないなと思っています。

○会長

そのとおりですね。〇〇委員、どうぞ。

○委員

今、〇〇委員のお話を聞きまして、非常に耳が痛いというような感じでございまして、私どもの商店街会員の中でも、集団集積所、それから戸別ということもありまして、それとあとプラごみが始まりまして、それをどのように分けるかというところが一番今苦慮しているところなの

です。

まず我々商店が使うときには、プラスチックのごみが相当汚れているわけです。どの程度きれいにして出すのか。それと、あとシールだとかそういうものがべったり容器に付いていますよね。それを全部きれいに外して、要はどの程度きれいにして出したらいいのかというようなこともありまして、それが分からないから一緒に可燃ごみの中に入れちゃうとか、実際問題そのようなところもまだまだあります。そのところを詳しく、どの程度というのを教えていただければ、どっちに出すかということも分かると思うのですけれども、うちの商店街のほうもプラスチックを見ていると、出す量が相当少ないのですね。回収しているのもあると思いますけれども、それがまだ徹底してないというのが現実だと思っています。

今〇〇委員のお話を聞きまして耳が本当に痛くて申し訳ないなと思っています。これからも商店街の他のところにもよく注意しまして、そういうことは徹底していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○会長

今は、大規模事業所ごみの指導とか優良事業者表彰制度の議論です。その先には予定しておりましたけれども、〇〇委員、〇〇委員のご意見の辺りは後でそれが出てくるので、ちょっと先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、(12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用の進捗状況についてお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ただ今、会長に仕切っていただきましたように、この後、今までの審議の振り返りがございますので、今まで審議していただいた意見につきましては、この後の審議の中でお願いします。

では資料4の「現行計画における施策進捗状況の整理Ⅲ」と併せて資料7をご覧ください。まず、「区が保有する清掃事業関連施設の更新、再編の検討」の進捗状況についてご説明します。

資料7をご覧ください。現在、区が保有する清掃事業関連施設の一覧です。

ご説明の前に、表の中の機能という項目に「中継場所」と記載している部分がございます。北区は地域によって大きな収集車では入れない道が多くあるため、まず小型の収集車などで収集してから、中継場所において大きな車両に積み替えて各処理施設に運搬しております。より効率的な収集・運搬が行えるような体制を組んでおります。

上段の表の右側、浮間清掃事業所については、令和3年10月から令和4年9月にかけて、粗大ごみの中継施設を整備し、その後、令和4年10月から、粗大ごみの中継場所を北区清掃事務所から浮間清掃事業所に移転しました。また、この施設の整備に合わせて、令和4年11月から、区民自らが運搬・搬入する粗大ごみを受け入れる、粗大ごみの持込事業を開始し、粗大ごみの出し方の選択肢を広げることで、区民の利便性の向上を図りました。

表の左側、北区清掃事務所については、この変更に伴い、令和4年9月まで粗大ごみの中継場所として利用していたスペースを、令和5年1月からは可燃ごみの中継場所としての利用を開始いたしました。

この中継場所で、軽小型ダンプ車で収集した可燃ごみを小型プレス車に積み替えて工場に運搬することで、北清掃工場の建替え期間中でも、軽小型ダンプ車の作業効率を落とさずに、可燃ごみを収集することが可能となっています。

次に、下段の表の左側、旧清至中学校についてです。北清掃工場の建替え期間中は、全ての可燃ごみの搬入先が、区外の清掃工場となりますので、令和5年1月から対策車両を増車して可燃ごみの収集運搬を行っています。対策車両の増車に伴い、車両や作業員の待機場所の確保が課題となっていました。令和4年度中に関係部署と調整し、近隣住民のご理解を得たうえで、旧清至中学校の校庭と校舎の一部を暫定的に利用することとしました。北清掃工場の建替えは、約7年と長期に及ぶため、校舎内の休憩場所には新たにエアコンを設置するなど、委託業者の運転手や作業員の労働環境にも配慮した施設管理を行っています。

その他の施設についても、引き続き有効活用等について検討してまいります。

ページをおめくりください。次に「北清掃工場の建替えに伴う対応について」ご説明します。

先ほど施設の一覧でも少しご説明しましたが、可燃ごみの焼却処理施設である北清掃工場が建替え工事に入りました。

全体の工期は1のとおり、令和12年2月までとなっております。北清掃工場の建替え期間中は、すべての可燃ごみの搬入先が区外の清掃工場となるため、収集現場と清掃工場の往復に時間がかかります。具体的には、北清掃工場までの往復時間は、北区の中心にある東十条を起点とすると10分程度でしたが、練馬清掃工場、光が丘清掃工場までの往復時間は90分程度かかります。そこで、令和5年1月からは、一組の作業員が2台の清掃車両を使って収集する「ダブル作業」を行っています。

「ダブル作業」とは、まず、一組の作業員が、1台目の清掃車両を使って収集作業を行い、車両が満杯になったら車両と運転手のみ清掃工場に向かわせ、工場でごみを空けて現場に戻ってくる間に、2台目の清掃車両を使って収集作業を行うことで、効率的に収集作業を行う方法です。「ダブル作業」は効率的な作業方法ですが、ダブル作業用の車両を増車する必要があります。

資料をご覧ください。中央の表が、北清掃工場の搬入停止前の令和4年度当初の作業計画です。可燃ごみの収集に47台の清掃車両を使用しています。下の表が北清掃工場の搬入停止後の令和5年度の作業計画です。79台の清掃車両を使用しています。令和5年度は、令和4年度当初と比較して、32台の車両を増車しており、これにより区民生活への影響を最小限に抑えるための収集運搬体制を構築しています。

続いて、「粗大ごみの持ち込み施設設置の検討」の進捗状況についてご説明します。

粗大ごみの持込については、23区中11区で実施しており、区民からの要望も多かったことから、検討を進めておりましたが、粗大ごみ中継施設の整備と合わせて、令和4年11月から粗大ごみの持込事業を実施することといたしました。

粗大ごみ持込施設概要については、資料をご覧ください。

2. 持込施設概要にありますとおり、所在地は、浮間5-13-1の浮間清掃事業所の敷地内にあります。受入れ時間は日曜、年末年始を除く、午前9時から11時および午後1時から3時となっています。手数料は、収集の手数料の概ね半額に設定しています。

令和4年度の持込実績は、4. 稼働状況のとおりです。

なお、施設面での再編ではないため資料には記載しておりませんが、令和2年4月に、北区清掃事務所とリサイクル清掃課でそれぞれ分担していた、ごみの収集・運搬に関する事務とびん・缶・ペットボトルの資源回収に関する事務を、北区清掃事務所に統合いたしました。これにより、区民や事業者が一度に相談や手続きができるようになりました。

説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

特に何かご意見、ご質問等是非という方いらっしゃいますか。

○○委員。

○委員

今、浮間事業所に持ち込みがよくなったという話がありました。私は北区の赤羽地区におりますので、そこからの浮間への搬送はすごく便利になりまして、何人かに良かったわという話をいただいておりますので、これからもよろしくお願ひしたいなと思っております。以上です。

○会長

浮間の中継場所へのお言葉を頂戴しました。ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。

それでは、続いて議題の3の2つ目にまいります。「(2)ごみ減量の推進に向けた施策について」、事務局からお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ごみ減量の推進に向けた施策については、大きく3つとなります。

1つ目は、第1回の審議会の際に一度ご説明いたしました、北区のリサイクル清掃事業につきまして、ごみの排出量を最新のデータに更新いたしましたので、お伝えいたします。

2つ目に、昨今の国や都、他区の施策の状況をコンサルタントから説明いたします。そこから、次の計画策定に向け、北区が検討していくべき施策などをご議論いただきたいと思います。

最後に3つ目として、こちらは様々なご意見をお出しいただきたいところでございます、第3回までの審議会で、まだご意見が出そうだった部分などを中心に、今一度振り返りながら再度ご意見をいただく機会として、これからの答申案作成に向けて、審議会のご意見をまとめていっていただきたいと存じます。

それではまず1つ目、資料8の「北区のリサイクル清掃事業について(抜粋)」をご覧ください。こちらはコンサルタントから説明いたします。

○中外テクノス

資料8をご覧ください。

まず、冒頭のグラフデータについて1. (1)ごみ排出量、資源化量の実績のところ、図の1、総ごみ排出量の推移のグラフがございまして、一点お伝えすることがございます。昨年5月に開催されました第1回の審議会において、ご覧いただいているグラフの、令和2年度までのものをお示ししていましたが、今回令和3年度分の追加にあたってデータを見直したところ、グラフ化する際、緑色の「資源」の量を誤った数字で作成していたことがわかりました。こちらの資料のデータが正しいものとなっておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、資料の冒頭からご説明させていただきます。時間もありませんので、かいつまんで説明いたします。

2ページ目、ごみ量ですが、まず可燃ごみを見ますと、近年は横ばい傾向でしたが、令和2年度は前年度の令和元年度からは約1,600t増加しました。翌年の令和3年度からは、減少に転じ

ております。令和2年度の増加というのは、新型コロナウイルス感染症拡大による在宅時間の増加による影響があると考えられます。

2番目、その下の不燃ごみ量ですが、令和2年度は、前年度の微減に比べて一度増えております。令和3年度以降につきましては、減少傾向に変わっております。

続きまして、3ページ③粗大ごみ量でございます。こちらは増減を繰り返していますが、全体としては、増加傾向にあります。同じように近年増加傾向にあるものが、5ページのペットボトルの回収量、また、6ページの発泡トレイ、7ページの⑩古布回収量、こちらにつきましても、近年増加傾向にあると考えられます。

3ページに戻っていただきまして、④古紙回収量でございます。こちらは、令和2年度に増加しましたが、令和3年度は減少傾向にあります。同じような傾向にありますのが、4ページのびん、その下の缶の回収量になっています。

続きまして、資料7ページをご覧ください。真ん中に集団回収量の実績ということで、品目別の数字が出ております。ほとんど紙類が多く占めておりますが、平成28年度以降、近年の傾向を見ると、減少傾向が続いております。

続きまして、8ページ、こちらにつきましては23区別の廃棄物量の推移と比較ということで、令和元年度から令和3年度までのごみ量の区別の実績を比較したものになります。

経年変化をみますと、令和元年から3年度にかけては、全区で減少傾向になっています。平均しますと、-8.4%です。こちらの数字につきましては、表の一番右側、2年間の変化の割合ということでお示ししております。また、グラフにつきましても、増減の多いものから順に並べております。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症により、事業系ごみの減少の影響が大きかったと考えられる、千代田区ですとか中央区、港区、新宿区などで、微増に転じております。令和元年度から2年間の減少割合は小さくなっています。

また、北区をはじめとし、墨田区、豊島区、足立区などについては、主に都心部の周辺地区にあたりますが、令和3年度の量をみますと、前年度に比べ約2%程度の微減となっており、引き続き減少傾向が続いていると考えられます。説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。

只今のリニューアルデータにつきまして、何かご質問がお有りの方は挙手をお願いいたします。○○委員。

○委員

プラスチックのごみの回収について、どうやって回収なさるのかな、また網をかぶせるのかなと思っていましたが、ちゃんと袋になっていまして、プラスチックが飛ばないように上にひもが付いているんですね。だからすごく回収のときにプラスチックを入れやすい。時々見ているのですが、ちゃんと袋の中に詰め込んでいく。風が吹いても大丈夫な感じで、でも、やっぱりぎゅうぎゅうに詰まっている袋が幾つかあるのです。うちは団地ですが、みんないっぱいになっている。あれはよく考えてくださったなと思っています。

それから、シールなのですが、最近よく見ますと、シールにもプラって書いてあります。前、私は一生懸命剥がしていたのですが、そのまま洗ってシール取らないで、剥がさないでそのま

まプラスチックと一緒に出して、大丈夫なのでしょう。さっきご質問の中にありましたけれど、プラスチック、プラって書いてあるシールが随分たくさん最近ありますので、そのまま大丈夫ならいいなと思っています。

それからちょっと質問は違うのですが、私が王子と赤羽間のバスに乗っているとものすごく壊れたうちが1軒あって、近所でも大変だろうな、あれどうなるのだろうな、風が吹いたら飛んでしまうのではないかというようなうちがあるのです。ああいうのは清掃事務所としてはどう考えていらっしゃるのかなと思っていつも考えて気にはしています。教えていただいて安心したいです。

○会長

はい、分かりました。リサイクル清掃課長、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

プラスチックの資源化につきまして、この後触れるところがございますので、そちらでお願いいたします。

それから2点目のいわゆるごみ屋敷の話になってくるのでしょうか。そちらにつきましては環境課のほうで調査をした上で対応等させていただいているところでございます。以上です。

○会長

○○委員。

○委員

缶のステーション回収の件なのですけれども、回収用のコンテナは区民に管理してもらい、とあるのですが、管理はしっかりとしているつもりなのですが、アルミ缶ばかり盗難が多いですね。お金になるというのがありますので、見回っているとかかなりアルミ缶だけ抜粋して持ってかれるというのが必ずステーション回収の日には多々見受けられるのですが、それはちょっと区民としてというか、町会として指摘できないので、その辺はどういうふうに対応したらいいのかと思います。

○会長

では、事務局のほうから清掃事務所長、お願いします。

○事務局（北区清掃事務所長）

缶の持ち去りなのですが、うちのほうで現場を押さえたときには、警告書とかを渡すこともあるのですけれども、現場を押さえることは非常に難しいので、資源、古紙も含めた持ち去り防止のパトロールを委託しているところです。

犯人と言うとあれですけど、持ち去りの現場や時間の情報が入ってきたときには、パトロールにそちらの地域を集中的に回ってもらうというような対策は取っているところです。

○会長

このデータのまとめ自体について何かご質問とかはないですね。

それでしたら、ただ今のところを含めて後のほうで出てまいりますので、次に進みたいと思います。中外さんのほうから資料9のご説明をされますね。お願いします。

○中外テクノス

はい、資料9をご覧ください。

「近年のごみ減量、リサイクル等の施策について」ということで、まず、1ページ目ですが、

こちらは、国が定めた「第四次循環型社会形成推進基本計画」の概要です。

こちらの基本計画につきましては、国が定めているものですので、国として循環型社会を目指すための、基本的な方針や施策が整理されています。

その中で、地方公共団体、自治体に向けて期待される役割ということで、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターというものを期待されています。

また、その下に「施策」とありますが、こちらについては、基本計画のなかで示されており、また地方公共団体が担う施策としてあげられているものを整理しております。

まず、地域循環共生圏形成による地域活性化、また、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環ですとか、適正処理の推進と環境再生、災害廃棄物処理の体制の構築、少し大きな話になりますが、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開といったところが記載されています。

続きまして、2ページ、3ページは東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」に記載されている施策の内容をまとめたものになります。

施策は大きく1番から5番まで柱がありますが、その中でも最近注目度の高い食品ロスですとか、3ページ(3)の廃棄物の処理の新たな仕組みの構築で、処理困難物ですとか大きな問題になっているリチウムイオン電池対策などが挙げられています。

このように近年注目度の高いもの、特に重点として挙げられているもの、新規のものも含めていろいろな施策が計画でまとめられています。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらにつきましては、23区、他区の一般廃棄物処理基本計画から様々な施策を抽出したものです。冒頭の部分、複数の区が実施していますが、リユース食器の利用促進ですとか、港区でされているペットボトルの削減とマイボトルの利用促進などもあります。

また、フードシェアリング、アプリ等の活用というのも多くの区で実施されています。

中野区につきましては、集積所等での監視カメラの設置ということで、様々な取り組みをされております。

最後、5ページですが、今後施策として考えられる取り組みです。

前のページでもいくつかご紹介しておりますが、食品ロス削減としましては、フードドライブ、フードバンクの実施に加え、最近多くなっておりますが、フードシェアリングの推進といったことが挙げられます。

また、プラスチック対策としましては、先ほど挙げましたリユース食器の貸し出し制度や庁舎等の自動販売機からのペットボトル製品の廃止といったことも実際に取り組まれている自治体があります。

また、災害廃棄物への対応も近年増えておまして、災害時の分別や排出場所等の周知、それから民間事業者を含めた協定の締結等も施策として挙げられています。

また、今後注意が必要な品目としましては、在宅医療廃棄物やリチウムイオン電池、危険性の高い廃棄物、太陽光発電設備等が挙げられています。最後にリサイクルの可能性のある品目としまして、他の自治体では、実証実験をされておりますが、紙おむつ、一部ホームセンターで回収をされております園芸用土、難再生古紙についても他の自治体では、回収に取り組まれているという実績がございます。

説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

資料9の説明について、皆さんから何かご意見ございましたらお願いいたします。

他区の施策なども挙げられております。中野区のところをちょっとご覧いただきますと、集積所等監視カメラの設置という、先ほど〇〇委員が指摘された資源物持ち去りの問題、集積所のごみ管理をきちんとする1つの方策として、最近幾つかの自治体がこういう取り組みを始めております。このことも含めてご意見ございましたらお願いいたします。

学識で出ておられる副会長、小委員会委員長いかがですか。何かご意見ございますか。

○委員

防犯カメラの設置ですけれども、不法投棄あるいは不適切処理を防止するための有効な手法として、いわゆる廃棄物経済学においては防止のためのコストというのが非常に重要になってくるので、これはぜひ設置して、不法投棄・不適切排出を予防するような、そういったコストもみていただけたらと思います。

○会長

ありがとうございます。他の自治体の導入事例を見ますと、集積所の管理にあたっておられる住民の方々とか自治会とかの要望を受けて、設置してあげてそのままというのではどうもないようですね。そういう要望があった場合、一定期間貸与してあげるとというのが最近増えています。そして、設置して効果が出たら、次の要望がある集積所にまた一定期間設置してというような貸与方式が結構私が見るところでは見受けられるというような状況です。

副会長、住民として、こういう制度というのはいかがですか。

○副会長

こういうご時世ですので、プライバシー云々で監視カメラはだめだというようなことを言っても、実質的にあちこちに監視カメラがあるので、設置については、これは反対してもしようがないと思います。

それから、せっかく設置するのであれば、予防効果を考えると、そこに監視カメラがありますよということを明らかにすぐ分かるような形で設置しないと、監視カメラをせっかく設置してもどこにあるのだから分からないような盗み撮りのようなことじゃなくて、効果を考えた設置をお願いしたいと思います。

○会長

ありがとうございます。監視カメラの見える化の提案です。全くそのとおりだと思います。

〇〇委員。

○委員

他区のある地域では、監視カメラ撮影中というのをごみ集積所の路上にでっかく貼ってあるのですね。そうするとやはりどこにあるのか見回して、ポイ捨ての人もしっかりと自分が撮られているなというのを把握できるのと、あとはボックスを付けまして、その鍵を持っている方しかその中にごみを捨てられないというように、区として力を入れているというのを伺ったことがあるのですが、やはり戸別収集の場合は自分のうちの前に出せばいいのですけれども、集団集積の場合でもどなたでも捨てられるというようなことではなく、マンションと

かアパートのように、周りの決められた方以外は捨てられない、そういうふうに区別をしたほうがいいのではないかと、そういう方向性もあると思います。

特に駅前の町会ですと、どうしても出勤時に投げていってしまうというようなケースが見られますので、その辺はしっかりとごみの集積は区別をして、そこにしか捨てられない方が捨てるような方向に持っていったほうが良いと思っております。

○会長

ありがとうございます。他にもいろいろご意見はあると思うのですが、進行の都合上、一番最後の議題、答申素案、ここにぜひ入りたいものですから、そちらのほうに移らせていただきます。

それでは、資料10の「持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について 答申（素案）」をご覧ください。

説明はリサイクル清掃課長、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

資料の表紙にも書かせていただいておりますが、ご覧いただいている答申（素案）は、現行の「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」を策定する際に行われた審議会の答申をベースとして、昨年5月から今年2月までに開催した審議会でご説明した現状や、そこでお出しいただいたご意見をまとめ、文言・データを時点修正したものになります。

なお、資料の黒字部分、現行計画策定時の答申のままとなっている部分や、項目の並びは、次回以降変更する可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、答申（素案）の中からいくつか、こちらのほうでもう一度振り返ったほうが良いと考えている部分につきまして、ご意見いただければと思っております。

素案の8ページをご覧ください。国や都の計画にもキーワードとして記載されております、生ごみの減量と食品ロスの削減の推進です。

こちらにつきましては、審議会が出た主なご意見といたしましては、「生ごみを消滅させることができる『キエーロ』」という生ごみ処理容器による生ごみの減量効果、「フードドライブの取り組みについて、感想や区民周知についてのご意見、実施場所の拡大要望」といったものが挙げられました。食品ロスやさらには、ごみ削減の観点から、今後この取り組みについて更にご意見をいただければと考えております。項目ごとにご意見をいただけたらと思います。

○会長

食品ロス削減の推進のところにつきまして、これまでにご意見をうかがっておりますが、更に、新しい委員も入られましたのでご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

そこに取りまとめられている「審議会での主な意見」とありますけれども、これ以外にお考えがございましたらお願いいたします。

はい、〇〇委員、お願いします。

○委員

プラスチックと可燃ごみが分けられるようになってから、出される可燃ごみの量がすごく少なくなった感じがするのです。とても良い傾向だなと思って見っていますが、出されるごみにはまだプラスチックが入っていることが多いし、新聞がそのまま可燃ごみの中に入っていることもあるのですね。もう一回そういうことを周知するというのも必要なのではないかと考えて

います。

それから、この話はまた出るのでしょうか、この冊子が私はとてもいいと思うのですね。この「私たちができること」というのは、今年度のものですよね。もしここに穴開けていただけたら、こうやってぶら下げられるようになりますので、このままぼいと捨てられちゃう可能性が多いので、私は自分で開けましたけど、もし穴開けられるのだったら開けておいていただければと思います。これ見ると大体分かるのですが、分からないところはいろいろと聞いて、不燃ごみ、粗大ごみに出しています。生ごみは減ったというふうには感じています。

○会長

ありがとうございました。これは非常にわかりやすい冊子ですね。

他にいかがでしょうか。それでは続きをお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは続きまして、12ページをご覧ください。

プラスチックごみの減量です。

審議会での主なご意見としましては、「自然界、環境の中にプラスチックが排出され、蓄積されていくことが問題であり、基本的に3Rのうちの2R、リユース・リデュースが重要である、またその必要性を区民に説明することが最も重要である」、また「プラスチックの分別回収開始にあたって、細かい部分でわからないことが多い」、また「プラスチックのリサイクルには賛成だが、資源循環の意味からも、集めるだけではなく、生まれ変わった製品を積極的に使っていただきたい。」といったものが挙げられているところでございます。これにつきましてご意見を願います。

○会長

委員の皆さんからご意見ございましたらお願いします。

○○委員。

○委員

先ほど4つの項目をおっしゃってくださったときに、2番目のプラスチック資源、北区全体で4月から始まりましたけれども、私はきれいにプラスチックだけはきちっとして出しています。けれども、そのところにプラスチックでいいのだらうということで、プラスチックの中にまた食べ物みたいなものが入っていて、その集積所に一緒に置いてあるのですね。そうするとプラスチックだけは持っていつてくれるけれども、生ごみが入っているようなのは幾つかそこに置いてあるのですね。そういうものをどうするのか、置きっ放しにすると、集積所の係をやっている方に迷惑がかかるのではないかと思いますし、それからプラスチックを資源化ですか、これをどんどんしていただいて、先ほどちょっといろいろお話がありましたけれども、どういうものになっていくのか。それから、少しぐらい入っていても資源化できるのかどうか、そんなようなこともちょっとお話しただけならと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。事務局から清掃事務所長、お願いします。

○事務局（北区清掃事務所長）

プラスチックの集積所での対応なのですが、今、○○委員が言われたとおり、他のものが混じっていた場合にはそこにシールを貼って残しています。本当にその集積所の方から見

ると、迷惑かも知れないのですけれども、持っていってしまうとやっぱり出していいのだろうと思われてしまいますので、取りあえずシールを貼って残すという対応をしているところです。

ただ、生ごみなどの場合には、長い期間置いておくわけにいかないで、次の可燃の収集のときには収集するというような対応をしているところです。

やっぱり皆さんに対する周知がまだ足りていない部分があるかと思しますので、今後も機会を捉えながら周知は続けていきたいと考えているところです。

それから、資源化の行き先なのですけれども、今集めてきたプラスチックは、中間処理施設において容器包装プラスチックと言う、いろんなプラスチックの入れ物と製品プラスチックと言われているプラスチック単体でできているものに分けて、それぞれ別の資源化事業者に渡しているところです。

今、〇〇委員が言われた若干混じっていてもいいのかというと、そのルートによっては大丈夫なこともありますけれども、今、北区の資源化ルートは、なるべくきれいなプラスチックだけを資源化できるようなルートにのせていますので、今現在、協力してもらっていると思っておりますので、資源化のルートは今後変わることはありますけれども、区民の皆さんにはなるべく汚れたものは出さずに、きれいなプラスチックでというお願いをこれからもしていきたいと考えているところです。

○委員

まだまだ皆さんに徹底されていないのですね。ですからどういうふうに出していいのかわからないという方も多いんじゃないかなと思いますので、PRを徹底していただきたいと思します。ありがとうございました。

○会長

どうぞ、〇〇委員。

○委員

私も先ほど言ったことなのですが、今ご意見が出たので、再度お尋ねしたいのですけれども、出すときにはどの程度のきれいさを求められているのかということなのですが、今できるだけきれいに出してくださいよということですが、シールが貼って、スーパーだと我々販売したときに、シールなり値段が貼ってあって、これがなかなか取れないような状態になっているのは、そのままでもいいのですか。それとも、完全にきれいにしないとイケないのかというところを教えてくださいたいのですが。

○会長

清掃事務所長、お願いします。

○事務局（北区清掃事務所長）

今皆さんにお願いしているのは、食べ物とかが残っていたときには、軽くすすいだり、ティッシュでふき取る程度でお願いしています。

それから、シールの場合なのですが、はさみでその部分を切ってくださいというお願いをしています。現実には、中間処理施設においてあまりに汚れているものは、はじいてきれいなものだけを資源化に回しているというのが現状です。

○委員

分かりました。そういうのが書いてあるものがあつたのですか。私もその出し方がよく分からなかったものですから、シールのところだけきれいに切っちゃって、それで出してくださいよ、でいいわけですね、分かりました。私もそれが分からなくて申し訳ないなど。一生懸命やっていたのですけれど、なかなか自分でもこの委員に入りましてから自分でやり出したのですが、これは大変だなと思ったものですから、どうしたらいいのかなと思ひましてお聞きいたしました。ありがとうございます。

○事務局（北区清掃事務所長）

ちなみにこういうプラスチックの出し方を、2つ折りのものですがけれども、全戸配布で配っています。また必要であればまだまだ配れますので、言っていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○会長

○○委員。

○委員

私、前回も確か申し上げたかもしれないのですが、プラスチックごみの点ではリサイクルも大変重要なのですが、脱プラスチックという形で、できるだけプラスチックを使わないという仕組みやサイクルをどれだけ社会的に生み出していくのかというのは、長期的に見てやはり健康への問題とか地球環境や温暖化に対する影響を考えると、やっぱり根本的に重要なのではないかなということを考えております。

ニューヨーク州の取り組みで、子どもたちが教育の中でそのことを学んで、非常にモチベーション高く、自分たちの学校給食の中でもそうしたプラスチックを利用したものをなくしていこうということも実際にやって、ごみをものすごく減量させたり、そのことによって子どもたち自身が行政とか機関に働きかけて、ニューヨーク州として条例とかもつくって、法律も変えていったという、かなりダイナミックな取り組みなども私も学ばせていただいたりとかすると、子どもだけではなく、もっと区民全体や事業者全体のプラスチックごみの減量、またプラスチックを使わないということの教育への働きかけも、資源循環審議会としても何か文言として入れたほうがいいのではないかなということとか、先ほど来、他自治体の取り組みにもありましたけれども、発泡スチロールをなくしたりとか、企業と連携した量り売りの推進とか、水やお茶のマイボトルができるように給水や自動販売機がちゃんと区内に設置できるとか、せめて施設の中をプラスチックのペットボトルじゃなくノーボトルにするとか、リユース食器を使うとか、北区の中でもできるようなさまざまな取り組みというのを他区の自治体でも取り組まれていることを積極的に北区でも進めていただけたらいいなということ意見を申し上げておきたいと思ひます。

○会長

ありがとうございます。事務局から何かお答えはありますか。

生活環境部長。

○事務局（生活環境部長）

限りある時間の中で恐縮でございます。いろいろ、様々ご意見いただきまして、ありがとうございます。戸別収集の件、先ほどもちょっと出ましたけれども、非常に有効な仕組みであるというところではございますが、こうした仕組みを有効に実のあるものにしていくためには、まず

区民、事業者の皆様が非常に不可欠だということを本日改めて実感いたしました。本日様々なご提案もいただいております。区としましてもごみを出さない、つぐらないためのこうした取り組みを進める。また、分かりやすく区民や事業者の皆様にコストの見える化であったりとか、資源がどういうふうになっていくかということも分かりやすくかみ砕いてお知らせする、そういったところをしながら、さまざまな分別収集の在り方については、本日の皆さまのご意見を踏まえながら、改めて検討していきたいと非常に強く思った次第で、本日は貴重なご意見ありがとうございます。

○会長

総合的なお答えを頂戴したところですけど、〇〇委員、先ほど挙手されておりますので、お願いします。

○委員

プラスチックごみの分別についてなんですけれども、とある区民からお話をいただいて、きちんとプラスチックごみの分別をして、水で洗ってきれいな状態にしてやっているという対応をしている方がいるのですけれども、水で洗ったりしてすごく手間暇をかけていて、モチベーションが上がらないというようなことを訴えられておりました。

確かに環境のため、限りある資源のためということは非常にお題目として大事なことだと思います。ただ、もっとプラグマティック、効率的とえばいいのでしょうか、例えばプラスチックはこういうふうに使われることによって、例えば石油の輸入が減らせるから価格が安くなるとかそういったもっと効率的な側面を、もっと区民に伝えてもいいのではないかと思うのですけれども、こういった意見があるということでもよろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございます。挙手された委員に、続けてご意見を承りたいと思います。

〇〇委員も挙手をされましたか。

○委員

はい。いろいろと今プラスチック、生ごみなど問題がありますけれども、プラごみの問題は家庭でもって懇親会を地域でやって、どうやって出すかということは話し合った中でよく洗って出す、先ほど〇〇委員が言われたように切る、ということもちゃんと説明会に来て聞いた人はしっかりとやっています。ですから地域によって、ごみの出し方が王子地区とか赤羽地区とかいろいろ違いますけれども、滝野川は全てうまくいっております。カラスが来るのも各家庭がしっかりごみの管理をしていけば大丈夫だと思うのですが、ごみ等の問題については、滝野川地区はあまり問題になっていないと思います。

それから、〇〇委員が話されたプラスチックのことについて、そういうことは議会の中で進めてもらって、これからどういうふうにやったらいいかということは、この場で言ったってだめなので、やっぱり議会の中でもってどんどんそういうことをやって始めてもらいたいと思います。やはりそういう専門的なことは議会の中でもって、今後こういうことに対してどうしたらいいかということをお話してもらいたい。

今のごみの問題は、プラごみをどうしたらいいかということ、一般的な家庭の問題が言われているんですね。シールを貼ったものをどうしたらいいかということは、やはり各町会、自治会で、1カ月1回、回覧板で回すとか、そういうことをやっていかないと、新しくマンションか

ら来た人はやっぱりだめなのですね。そういうところはしっかりとやっていってもらって
けば、これは各家庭によって地域がきれいになる、そういうことでございますから、よろしくお
願いします。

○会長

○○委員、お願いします。

○委員

まず、家庭にどういうふうにお知らせをしたらいいのかなと思ったときに、学校で教育とい
うのは、今、環境教育みたいなものを多分やっていらっしゃると思うのです。そういった中で子
どもを間に挟んで家庭に行くみたいな、子どもたちをメッセンジャーにしていくと、親自体は
実際には勉強していませんけれども、子どもたちは勉強していますので、子どもたちから言
われたらそうだなと多分思うと思います。そういった意味で、教育とごみ減量というのは、多
分、かなりつながってくると思いますので、そんなことができればいいなというふうに思い
ました。以上です。

○会長

ありがとうございます。

○○委員お願いします。

○委員

プラスチックの分別に関してなのですが、始めたばかりだと今までやっていないことをやる
というのは手間がかかるとか、確かに最初は大変だと思うのですが、やっていくうちにできる
ようになるというか、私は実は他区に以前住んでいまして、それから北区に戻ってきたので
けれども、他区はすごく厳しかったので、いつも洗って出すというのを普通にできていたの
です。ですので、やっていくうちに習慣化すると、そんなに苦ではないというか、そういうのも感
じます。

あとはやっぱりなぜそれが必要かというのは分かるようにする、周知もそうですし、今おっ
しゃっていましたけど、例えば子どもの教育だけではないですが、動画とか映画会をやるとか
いろんな形で、環境の問題も絡めて理解を深めてもらおうと、それが必要だからやっていかな
くちやいけないと思うと思うのですね。

あと、議会というお話がありまして、私もこの間の6月の定例会の議会のほうで廃食油から
の石けんへのリサイクルとかそういったことは要望として述べさせてもらいました。これから
もそういうことを言っていきたい、やっていきたい、取り組んでいきたいと思っております。
よろしく願いします。

○会長

ありがとうございます。プラスチックについて時間の制約があるのですけれど、ぜひという
委員おられますか。

○○委員、○○委員の順でお願いします。

○委員

○○です。今朝、テレビのニュースだか新聞だかで、ある企業がプラごみを可燃ごみの中から
回収する技術を発明したということで、今後戸別収集もそうなのですから、お金をかけられ
ば、手軽にごみの分別が手間をかけずに効率よくできるということが今後、技術的に可能かと

思うのですけれども、反対にエコ広場館なんかは、やはりコミュニティから環境を良くする市民活動の拠点みたいな形で整備されてきたと思うのですけれども、当初5館構想でということで、今2館ということで、計画を拝見すると5館構想というのがなくなっているので、今後どうなっていくのかということとか、ステーション回収ではないのですが、分別回収の拠点のような、そういったところをもっとモデル的にいろいろとトライしていくみたいな、そういう取り組みというのは、ごみゼロに向けて考えていることがあるのかということをごまごまと思いました。

○会長

事務局のほうでお答えできるようでしたらお願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

拠点回収の場所ということだと、先ほどおっしゃられたエコ広場館以外のところでいろいろと拠点回収をさせていただいております。ですので、区民施設とかでできるようなことがあれば検討してまいりたいと思っています。

なお、フードドライブの受け付けにつきましては、以前2カ所でやっていたものを今は8カ所に増やしておりますので、そういったところで必要に応じて回収拠点については検討してまいりたいと考えています。

○会長

よろしいですか。

○委員

新しい取り組みをするためのモデル事業の構想みたいなものを考えていらっしゃるということはあるですか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

新しいといいますか、先ほども説明させていただきましたけれども、いわゆる生ごみ処理機とかの補助などにつきましては、他区でもやっている事例ではございますけれども、そこについては今回実現させていただき、〇〇委員のほうから以前ご提案があったキエーロなどについても、その範疇の中で検討、推進をしていきたいと考えているところです。

○会長

よろしいですかね。

○委員

エコ広場館の5館の件はどうでしょうか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

エコ広場館につきましては、令和3年度の検討の中で機能の在り方を見直しまして、結局当時4館だったものを2館に集約して、それ以外に情報発信ということで中心的な役割を担っていただくということで、館数は2館に減らしながらも、これからの情報発信を進めていくということで方向転換をさせていただいたところがございますので、増やすということではなくて、逆に集約をしていくという方向で考えたところがございます。

○会長

時間の制約がありますので、プラスチックの件は、〇〇委員までとさせていただきます。

○委員

そもそもプラスチック資源循環法がつけられたのは、ごみ減量だけが目的じゃないということがポイントで、例えば今日配布された冊子ですけれど、プラスチックの部分を見ると、最初からなぜプラスチックを回収するようになったのか全く書いていない、基本の海洋プラスチック問題から始まる、現在も地球環境問題の中で2大環境問題というのがプラスチック問題、なぜプラスチックを削減しなきゃならないのかということから始めないと、こういったことはなかなか伝わらないと思うのです。

実際、プラスチック資源循環法の下でプラスチックの回収を進めることになったわけですから、そもそもなぜこういう仕組みをつくるようになったのかということをも最初に区民に伝える必要があるかと思います。この答申にはその部分が基本的に書かれていないというのがちょっと問題だと思います。基本的なプラスチック問題とは何かというところを、簡単に構わないので、書かれたほうがいいのではないかというふうに思いました。

○会長

CO₂の削減とかは書いていないのですか。あったほうがいいですね。しかし、その辺りも基本計画のほうに盛り込むということでご了承ください。

ということで、プラスチックにつきましては新たな取り組みが4月から始まったということもありまして、皆さんの関心が非常に高く、議論が尽きない、今晚帰れない、泊まり込みということにしないと議論が尽きないのですけれども、最後どうしても私としましても皆さんのご意見、残り5分ぐらいでお聞きしておきたいのは、戸別収集のことなのですね。戸別収集を議論したときに改めて議論の場を設けるようなことを私も申し上げましたし、時間の限りは非常にきついのですけれども、ぜひ戸別収集について事務局のほうから、まずちょっとご説明ください。

○事務局（リサイクル清掃課長）

申し訳ございません。本来でしたらば議論がかなり尽きなかったものがこの後、戸別収集の地域拡大の件、それから家庭ごみの有料化、この辺につきましては、今回の資料でもお示ししていますとおり、審議会での意見がかなり出た部分ではございます。今回またそこについて追加でご意見いただこうと思っていたのですが、時間の関係から本日はちょっと難しく、次回とりあえず全体的な案を作る中でも若干そこに含ませるような形でご意見を頂戴するという事で大変申し訳ないのですが、戸別収集の地域拡大の検討、家庭ごみの有料化につきましては、次回、時間を取らせていただくということをお願いしたいと思っております。

○会長

そうですね。はい、ということで次回の課題ということにさせていただきます。ごみの有料化なども含めてということかもしれませんけれども、次回に積み残しということにさせていただきます。

それでは、いただいたご意見を検討させていただきまして、資料10の修正に進みたいと思います。

それでは最後の議題にまいります。4、「その他」についてです。

次回の会議日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

次回以降の審議会の日程でございます。

資料2の「今後の進め方について（修正案）」にも記載させていただいておりますのでご参照

ください。

まず次回第5回は、日程が近く恐縮ですが、8月24日木曜日、午後6時からを予定しております。そして第6回につきましては、11月2日木曜日、同じく午後6時からの予定です。会場は両日とも、こちら北とぴあの1601会議室でございます。

○会長

では、繰り返しますと、第5回は8月24日木曜日、そして第6回が11月2日木曜日、両日とも午後6時から、というご説明でした。よろしいでしょうか。

(了 承)

その他、何かございますか。

はい、事務局お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

本日の審議会の議事録につきましては、今までと同様、皆様に議事録原案としてお送りした後、修正等を経て、発言者のお名前を伏せたうえで、北区のホームページでの公開と所管課での閲覧に供させていただきます。

議事録の案をお送りした際には、ご確認にご協力をお願いいたします。

○会長

その他、よろしいでしょうか。

以上を持ちまして、本日の予定している議題は、すべて終了いたしました。

ありがとうございました。

閉 会(20:26)